

令和 2 年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
107	指摘1-5	都市計画課	下水道事業-人件費	〔人件費の負担区分が実態を反映していない〕 下水道事業特別会計における人件費の取り扱いについて、下記の諸点において問題があり、その結果として下水道事業特別会計に表示された人件費は実態を反映していない。 問題点1 下水道組織の職務分掌及び実際の職務内容と、負担する人件費との対応関係が合理的とは言えない。 下図【下水道組織と下水道特別会計との関係】は、現在行われている人件費の配分方法を職員個々人に固有の要素を排除して単純化したものである。この図において、各流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業で負担すべきものとして想定している人数は、職務分析を行った結果に基づく人数ではない。 【下水道組織と下水道特別会計との関係】 （包括外部監査報告書p107の表参照） 上記の表の参考値を比較すると、特別会計に区分された人件費合計は700であるのに対し、一般会計に区分された人件費は1,100であり、一般会計に区分された人件費の方が大きくなっている。これは各部署の事務分担表閲覧や監査を通じてヒアリングした結果推測された職務割合のイメージとは矛盾している。ほとんどの人件費が特別会計に区分されるか、あるいは少なくとも特別会計に区分される人件費の方が、一般会計に区分される人件費よりも大きくなるのが妥当であると思われる。特に、それぞれの流域下水道事業を専ら担当しているはずの中南地域県民局下水道課4名中2名分の人件費しか特別会計に区分されないことと、三八地域県民局下水道課4名中1名分の人件費しか特別会計に区分されないことには強い違和感がある。 県は過去の国土交通省の補助金制度が廃止された後も、当時に国が定めた補助要綱等を拠り所として上述した人件費の計上方法により処理しており、人件費計上額が実態から乖離している可能性は高い。 また、人件費を計算するにあたって使用している人件費充当率は、平成24年に設定した比率であり、その後において人件費充当率の再計算は行われていない。 既に廃止された補助制度で示されていた人件費充当率を用いて人件費の負担を区分する方法は、合理的とは言えない。 問題点2 下水道特別会計に配分された人件費は、すべて事業費とされており、管理費に対して全く配分されていない。 単純化すると事業費は下水道施設の建設、管理費は維持管理に係る経費と言えるが、一例として契約事務に注目してみても、職員は下水道施設の建設に係る工事契約だけでなく、処理場の運転、管渠や各種設備の修繕、点検業務、汚泥処理等に係る費用といった維持管理に係る各種契約事務にも多く従事している。契約の数で言えば維持管理に係る契約は、下水道施設の建設に係る契約と同等かあるいはそれを上回る。 したがって、契約事務に従事する職員の人件費がすべて事業費とされ、管理費に全く配分されない状況は、合理的とは言えない。 問題点3 上述した人件費決算額の確定において説明したとおり、人件費の実績額は当初予算額に引き戻されて修正されるため決算額に示される金額は当初予算額であり、実績額が人件費総額に反映されていない。 例えば、特別会計に区分される時間外手当の実績額が当初予算を上回っても、その超過分は一般会計から支出されたこととして決算が行われるのであれば、決算額が当初予算額に満たない場合を除いて必ず決算額＝当初予算額となる。このような方法を採用する限り、特別会計における人件費の決算額が、特別会計に区分される事業が本来負担すべき実質的な人件費となり得ない。 決算額を当初予算額と同額として、実績額との差を一般会計の人件費とする事務処理は合理的ではない。実績額に基づいた決算を行うべきである。 提言 人件費の負担区分は可能な限り実態に即した基準を定め、その基準を厳格に適用して行われるべきである。基準の決定方法としては、一例として以下のような対応が考えられる。 ①事務分担表を基に、担当者ごとに年間従事時間割合を見積り、4区分(岩木川流域、馬淵川流域、十和田特環、一般会計)する。 ②事業費と管理費の区分割合も、同様に年間従事時間割合を見積り区分する。 ③担当職員が相互に①及び②の見積結果を検討し、実態に近い区分割合を模索する。また、事務負担に配慮して合理的な範囲で配賦基準を単純化することも必要である。 以上のような手続により人件費の配賦基準を決定し、予算策定及び決算事務において配賦基準に従って人件費を区分することが望ましい。 また、配賦基準については、県内各市町村にも開示し、説明することによって理解を得ることが重要であると考え。一般会計と特別会計の負担割合についても、県民によって利害が対立するので、流域関連市町村等、県の下水道事業特別会計において負担金を徴収している市町村だけではなく、特別会計に関連しない市町村への説明も必要であると考え。	関係市町村等で構成される流域下水道事業連絡協議会等において、関係市町村等の負担分について協議が整い、了解を得られたことから、令和7年度当初予算から人件費の負担区分について見直しが可能となるよう、当初予算編成を進めている。

継続
対応